

# 東京都公報

発行  
東京都

- # 東京都公報
- 発行  
東京都
- ## 目次
- ### 告示
- 市街地再開発組合の設立認可.....(都市整備局市街地整備部再開発課).....一
  - 建築基準法による道路位置の指定.....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課).....一
  - 建築基準法による道路の指定.....(同).....二
  - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除.....(環境局多摩環境事務所環境改善課).....三
- ### 告示(選)
- 平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第二十四号(政治団体の届出)の一部訂正.....五
  - 平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第百六号(政治団体の届出事項の異動の届出)の一部訂正.....五
  - 平成三十年東京都選挙管理委員会告示第十五号(政治団体の届出事項の異動の届出)の一部訂正.....五
  - 平成三十年東京都選挙管理委員会告示第十七号(資金管理団体の指定の届出)の一部訂正.....五
  - 平成三十年東京都選挙管理委員会告示第五十号(政治団体の届出事項の異動の届出)の一部訂正.....五
  - 令和二年東京都選挙管理委員会告示第八十号(政治団体の届出事項の異動の届出)の一部訂正.....五
- ### 公示
- 国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案(三件).....(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課・開発企画課).....七
  - 特定開発行為に関する対策工事等の完了.....(都市整備局市街地整備部区画整理課).....八
- 東京都告示第九百二十八号  
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第十一條  
第一項の規定に基づき公園通り西地区市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により、
- 次のように告示する。
- 令和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十一号(政治団体の届出事項の異動の届出)の一部訂正.....五
  - 令和二年東京都選挙管理委員会告示第五十二号(政治団体の届出事項の異動の届出)の一部訂正.....六
  - 令和三年東京都選挙管理委員会告示第五十一号(政治団体の届出)の一部訂正.....六
  - 令和五年東京都選挙管理委員会告示第百四十九号(政治団体の届出)の一部訂正.....六
  - 令和六年東京都選挙管理委員会告示第十六号(政治団体の届出事項の異動の届出)の一部訂正.....六
  - 令和六年東京都選挙管理委員会告示第二百八号(政治団体の届出事項の異動の届出)の一部訂正.....七
  - 令和六年東京都選挙管理委員会告示第二百十一号(資金管理団体の届出事項の異動の届出)の一部訂正.....七

告示

- 令和七年九月二十二日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称  
公園通り西地区市街地再開発組合

二 事業施行期間  
令和七年九月二十二日から令和十四年十月三十一日まで

三 施行地区  
渋谷区宇田川町及び神南一丁目地内

四 事務所の所在地  
渋谷区宇田川町二番一号

五 設立認可の年月日  
令和七年九月二十二日

六 事業年度  
四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法  
事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限  
令和七年十月二十一日

---

●東京都告示第九百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年九月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜

指定に係る道 路の種類	指定年月日	指定に係る道 路の位置	指定に係る道 路の延長及び 幅員（単位メ ートル）
----------------	-------	----------------	------------------------------------

法第四十二条  
第一項第五号  
の規定による  
道路  
令和七年八  
月十四日  
東大和市清原  
一丁目一番一  
及び同番二の  
各一部、同番  
四並びに同番  
十及び千二百  
番五十の各一  
延長  
二一・一三  
幅員  
九・二〇

●東京都告示第九百三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定した。なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

東京都多摩建築指導事務所

茂木竜

指定に係る道  
路の種類  
指定年月日  
指定に係る道  
路の位置  
路の延長及び  
幅員（単位メ

法第四十二条  
第一項第四号  
の規定による  
月二十日 令和七年八月二十日  
(一) 次に掲げ  
る地番の全  
部 青梅市今井  
二丁目千百九  
十五番十一、  
幅員 ( ) 二二・  
六・ ( ) ○  
( ) ○○

同番十四から  
同番十六まで、  
同番二十一から  
で、千二百番  
二、千三百四  
番二、千二百  
七番五、千二  
百八番三、千  
二百十三番二  
千三百五番六  
から同番八ま  
で、千三百六  
番五、同番六、  
千三百九番三、  
千三百十二番  
二、千三百十  
三番二、千三  
百二十番三、  
同番四、今井  
四丁目二千一  
番十一から同  
番十六まで、  
二千二番十一  
から同番十三  
まで、二千六  
番八、同番二  
十五、二千十  
七番五から同  
番九まで、二  
千二十八番十  
九、同番十九  
地先、同番二  
十三から同番  
二十六まで及  
び二千二十九  
番十四

(二) 次に掲げ

一地番のる市今井青梅丁目千百九十五番五、同番五地先、同番六、同番十、二、同番十三、同番十七、同番十八、千二百番一、千二百番一、同番一地先、同番二地先、同番三まで、千二百四番一、同番三から同番十まで、千二百五番一、同番二、同番四、千二百六番一から同番三まで、千三百九番二、今井四丁目二千番五から同番一番一から同番三まで、同番十、同番十七、同番二十一、同番二十二、同番二十二番一から同番四まで、同番四地先、同番十四、二千五番七、同番八、同番十九、同番十九、二

◎東京都告示第九百三十一号

# 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一章

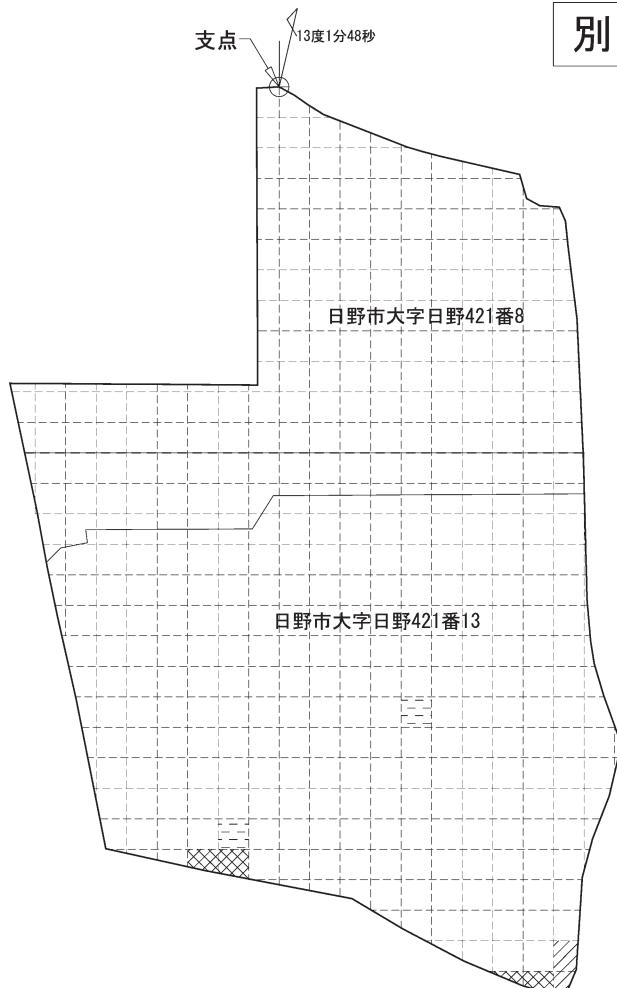
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條  
第二項の規定により、平成三十一年東京都告示第六百四十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月二十二日

一  
東京都知事 小池百合子  
指定を解除する区域 別図のとおり（日野市大字日野

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物  
 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去  
 地内

## 別図



【凡例】	【支点】
—— 敷地境界	支点は、日野市大字日野421番8の最北端とする。
----- 調査対象地	【格子の回転角度】
—— 筆境界	格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。
--- 10m格子(単位格子)	
■ 指定を解除する区域	
▨ 形質変更時要届出区域 (令和6年東京都告示第761号により指定した区域)	
▨ 形質変更時要届出区域 (平成31年東京都告示第640号により指定した区域)	

## 告 示 (選)

令和7年9月22日 (月曜日)

### 東 京 都 公 報

#### ●東京都選挙管理委員会告示第九十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出について、高松さとし後援会から訂正の報告があつたので、同法第七条の二第二項の規定により、政治団体の届出（平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第二十四号）の一部を次のように訂正する。

令和七年九月二十二日

東京都選挙管理委員会

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）の部（1）国會議員関係政治団体以外の政治団体の款高松さとし後援会の項中「高松 智之」を「高松 智之」に、「高松 智」を「高松 智」に改める。

#### ●東京都選挙管理委員会告示第九十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、高松さとし後援会から訂正の報告があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動の届出（平成二十三年東京都選挙管理委員会告示第二十四号）の一部を次のように訂正する。

令和七年九月二十二日

東京都選挙管理委員会

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）の部高松さとし後援会の項中「高松 智之」を「高松 智之」に改める。

#### ●東京都選挙管理委員会告示第九十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、高松さとし後援会から訂正の報告があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動の届出（平成三十年東京都選挙管理委員会告示第十号）の一部を次のように訂正する。

令和七年九月二十二日

東京都選挙管理委員会

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）の部都民ファーストの会高松さとし後援会の項中「高松 智之」を「高松 智之」に改める。

同法第七条の二第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動の届出（平成二年東京都選挙管理委員会告示第八十号）の一部を次のように訂正する。

令和七年九月二十二日

東京都選挙管理委員会

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）の部高松さとし後援会の項中「高松 智」を「高松 智」に、「高松 智之」を「高松 智之」に改める。

#### ●東京都選挙管理委員会告示第一百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、高松さとし後援会から訂正の報告があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動の届出（令和二年東京都選挙管理委員会告示第八十号）の一部を次のように訂正する。

令和七年九月二十二日

東京都選挙管理委員会

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）の部高松さとし後援会の項中「高松 智」を「高松 智」に、「高松 智之」を「高松 智之」に改める。

#### ●東京都選挙管理委員会告示第一百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、高松さとし後援会から訂正の報告があつたので、同法第七条の二第一項の規定による政治団体の届出について、高松さとし後援会の項中「高松 智之」を「高松 智之」に改める。

同法第七条の二第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動の届出（令和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十一号）の一部を次のように訂正する。

令和七年九月二十二日

## 東京都選挙管理委員会

2政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治

団体）の部高松さとし後援会の項中「高松 智之」を「高  
松 智之」に、「高松 杏」を「高松 杏」に改める。

## ●東京都選挙管理委員会告示第百二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出について、高松智之から訂正の報告があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、資金管理団体の指定の届出（令和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十三号）の一部を次のように訂正する。

令和七年九月二十二日

東京都選挙管理委員会

和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十三号）の一部を次のように訂正する。

令和七年九月二十二日

## 東京都選挙管理委員会

高松智之の項中「高松 智之」を「高松 智之」に改める。

## ●東京都選挙管理委員会告示第百三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、高松さとし後援会から訂正の報告があったので、同法第七条の二第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動の届出（令和三年東京都選挙管理委員会告示第三十号）の一部を次のように訂正する。

令和七年九月二十二日

令和七年九月二十二日 東京都選挙管理委員会

2政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）の部高松さとし後援会の項中「高松 智之」を「高  
松 智之」に改める。

## ●東京都選挙管理委員会告示第百六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、立憲民主党東京都第28区総支部から訂正の報告があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動の届出（令和五年東京都選挙管理委員会告示第百四十九号）の一部を次のように訂正する。

令和七年九月二十二日

## 東京都選挙管理委員会

1政党の支部の部（1）法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部の款立憲民主党東京都第28区総支部の項中「高松 智之」を

## ●東京都選挙管理委員会告示第百七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、立憲民主党東京都第28区総支部から訂正の報告があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動の届出（令和六年東京都選挙管理委員会告示第十六号）の一部を次のように訂正する。

令和七年九月二十二日

東京都選挙管理委員会

2政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）の部高松さとし後援会の項中「高松 智之」を「高  
松 智之」に改める。

中「高松 智之」を「高松 智之」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出について、笑顔のまちだをつくる会から訂正の報告があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、政治団体の届出事項の異動の届出（令和六年東京都選挙管理委員会告示第二百八号）の一部を次のように訂正する。

令和七年九月二十二日

東京都選挙管理委員会

2政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）の部笑顔をつくる会の項中「笑顔をつくる会」を「笑顔のまちだをつくる会」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十一条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出について、浅野史津香から訂正の報告があつた

ので、同法第十九条の二第一項の規定により、資金管理団体の届出事項の異動の届出（令和六年東京都選挙管理委員会告示第二百十一号）の一部を次のように訂正する。

令和七年九月二十二日

東京都選挙管理委員会

浅野史津香の項中「笑顔をつくる会」を「笑顔のまちだをつくる会」に改める。

公 告

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第三項の規定により

行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和七年九月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

令和七年九月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

東京都知事 小 池 百合子

東京都知事 小 池 百合子

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和七年九月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

令和七年九月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

東京都知事 小 池 百合子

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二十一条第三項の規定により

東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第二十一条第三項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和七年九月二十二日

規定に基づき許可した次の特定開発行為に関する対策工事等は、完了した。

令和七年九月二十二日

東京都知事 小池百合子  
開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
許可を受けた者の  
住所及び氏名

八王子市長房町七百五十六番  
十七、同番三十二から同番三  
十六まで、同番四十六、七百  
六十四番四十二、同番五十五、  
同番六十六、七百六十六番一  
の一部、同番十、同番十八、  
七百六十七番、同番地先、七  
百六十八番から七百七十一番  
まで、七百七十二番一、同番  
二、七百七十三番、七百七十  
四番一並びに七百八十七番五  
から同番十一までの各一部、  
同番十三並びに同番三十二、  
七百九十番及び七百九十一番  
の各一部、七百九十七番並び  
に七百九十八番一及び同番十  
六の各一部、八百番並びに八  
百十一番一の一部

一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市  
計画に定めるべき事項の種類

東京都知事 小池百合子  
東京都市計画地  
品川駅西口地  
品川駅西口地  
港区高輪三丁目地内  
港区高輪三丁目地内  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
二 縦覧場所  
三 縦覧期間  
四 意見書の提出先

東京都都市整備局都市づくり政策部  
二階北側)及び港区役所  
公告の日から二週間  
新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

品川駅西口地  
品川駅西口地  
港区高輪三丁目地内  
港区高輪三丁目地内  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
二階北側)及び港区役所  
公告の日から二週間  
新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

特定開発行為に関する対策工事等の完了につ  
いて

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に  
関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十条第一項の  
規定に基づき許可した次の特定開発行為に関する対策工事  
等は、完了した。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に  
関する法律(平成十二年法律第五十七号)第十条第一項の  
規定に基づき許可した次の特定開発行為に関する対策工事  
等は、完了した。

発行

東京都  
電話 ○三(五三三二)一一一(代)  
郵便番号 163-8001  
定価 本号  
一箇月 三〇円  
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
電話 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
郵便番号 113-0001

印刷所 勝美印刷株式会社  
電話 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
郵便番号 113-0001

FSC ミックス紙  
FSC® C006270

リサイクル適性(A)

このマークは、この紙の  
リサイクル適性を示す。